

1 罰金以上の刑に処せられる~~犯罪行為を行う等~~、医道審議会の処
2 分対象となる者の場合には、「行政処分を受けた医師に対す
3 する再教育に関する検討会」の議論に基づく再教育を行うこと
4 なるに委ねるべきである。再教育にも関わらず改善せず、患者に被
5 害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないもの
6 とする。

7 ~~迷惑行為、遅刻、チーム医療を乱す等の問題に関しては、~~
8 ~~まず在籍病院において、十分指導・教育すべきである。原則~~
9 ~~としてあらかじめ定められた期間を通して指導・教育し、臨~~
10 ~~床研修期間の終了時においても、なお、医療の適切な遂行に~~
11 ~~支障を来す場合には、未修了もしくは申断とすることもやむ~~
12 ~~を得ないものとする。~~

13 14 ~~(3) 重大な傷病の罹患~~

15 ~~傷病によって適切な診療行為を行えない状態が長期にわた~~
16 ~~り、研修期間終了時に、到達目標を達成していない、あるい~~
17 ~~は研修実施期間が不足している場合には未修了となる。~~

18 ~~なお、当該傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床~~
19 ~~研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環~~
20 ~~境が整っている他の臨床研修病院では研修可能な場合には、~~
21 ~~申断をして病院を移ることを可とすべきである。~~

22 23 24 25 6 臨床研修の中断・未修了について

26 27 6-1 基本的な考え方

28
29 臨床研修の中断とは、現に臨床研修を受けている研修医に
30 ついて研修プログラムに定められた研修期間の途中で臨床研